

# 伊勢市公報

第349号  
令和2年5月20日  
水曜日

## 目次

	頁
<b>規 則</b>	
○ 伊勢市立保育所における給食の実施に関する条例施行規則等の一部を改正する規則	2
○ 伊勢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則	5
○ 伊勢市戸籍住民関係窓口業務等受託者選定委員会規則	22
<b>告 示</b>	
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	24
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	25
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	26
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	27
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	28
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	29
○ 放置自転車等の撤去及び保管について	30
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	32
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	33
○ 市議会臨時会の招集について	34
<b>教育委員会告示</b>	
○ 教育委員会会議の招集について	35
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○ 選挙管理委員会関係	
・ 伊勢市条例制定請求者署名簿の有効署名の総数について	36
・ 伊勢市公職選挙執行規程の一部改正について	37
<b>農業委員会告示</b>	
○ 農業委員会総会の招集について	41
<b>上下水道事業告示</b>	
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	42
○ 流域関連公共下水道の供用開始について	44
<b>公 告</b>	
○ 農用地利用集積計画について	45
○ 公示送達	46

伊勢市立保育所における給食の実施に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年5月7日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第 37 号

伊勢市立保育所における給食の実施に関する条例施行規則等の一部  
を改正する規則

(伊勢市立保育所における給食の実施に関する条例施行規則の一部改正)

第 1 条 伊勢市立保育所における給食の実施に関する条例施行規則（令和元年伊勢市規則第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の見出し中「場合」を「場合等」に改め、同条中「月の途中に入所し、又は退所した」を「次に掲げる」に改め、「平成26年内閣府令第44号」の次に「。以下「府令」という。」を加え、同条に次の各号を加える。

- (1) 月の途中に入所し、又は退所した場合
- (2) 府令第58条第4号に定める事由に該当する場合

(伊勢市保育所保育料徴収条例施行規則の一部改正)

第 2 条 伊勢市保育所保育料徴収条例施行規則（平成27年伊勢市規則第22号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の見出し中「場合」を「場合等」に改め、同条中「月の途中に入所し、又は退所した」を「次に掲げる」に改め、「平成26年内閣府令第44号」の次に「。以下「府令」という。」を加え、同条に次の各号を加える。

- (1) 月の途中に入所し、又は退所した場合
- (2) 府令第58条第4号に定める事由に該当する場合

(伊勢市立認定こども園条例施行規則の一部改正)

第 3 条 伊勢市立認定こども園条例施行規則（平成 22 年伊勢市規則第 32 号）の一部を次のように改正する。

第12条の見出し中「場合」を「場合等」に改め、同条中「月の途中に入園し、又は退園した」を「次に掲げる」に改め、「平成26年内閣府令

第44号」の次に「。以下「府令」という。」を加え、同条に次の各号を加える。

- (1) 月の途中に入園し、又は退園した場合
- (2) 府令第58条第4号に定める事由に該当する場合

第14条の2の見出し中「場合」を「場合等」に改め、同条中「月の途中に入所し、又は退所した」を「次に掲げる」に、「子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）」を「府令」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 月の途中に入園し、又は退園した場合
- (2) 府令第58条第4号に定める事由に該当する場合

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の伊勢市立保育所における給食の実施に関する条例施行規則第3条の規定、第2条の規定による改正後の伊勢市保育所保育料徴収条例施行規則第4条の規定並びに第3条の規定による改正後の伊勢市立認定こども園条例施行規則第12条及び第14条の2の規定は、令和2年4月15日から適用する。

伊勢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年5月11日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 38 号

伊勢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

伊勢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成 18 年伊勢市規則第 58 号）の一部を次のように改正する。

様式第 12 号を次のように改める。

（表面）

障害支援区分認定証明書														
障害支援区分認定者	申請番号	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>												
	フリガナ													
	氏名													
	生年月日	年 月 日生												
	住所													
	転出予定先 （市区町村名まで）													
異動予定日	年 月 日													
<p>上記の者は、次のとおり伊勢市において障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害支援区分の認定を受けている者であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">伊勢市厚生福祉事務所長</p>														
		申請年月日	年 月 日											
障害支援区分		認定年月日	年 月 日											
認定の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで有効													
市町村審査会の意見等														
備考														

※裏面に注意事項を記入

(裏面)

注意事項

- 1 この障害支援区分認定証明書は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の障害支援区分認定について、転出先の市町村で、あらためて認定調査等を受けることなく障害支援区分認定を受けることが可能になるように伊勢市が交付したもので、障害支援区分認定結果等を通知するものではありません。したがって、この証で障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービスの支給を受けることはできません。
- 2 住所を異動した際は、直ちに転入先の市(町村)の窓口で転入の届け出をし、必ずこの証明書を提出して障害福祉サービスの利用の申請をしてください。  
転入先の市町村で改めて支給決定を受けるまでは原則として転入後に利用した障害福祉サービスの給付は受けられません。緊急に利用が必要な場合は、転入先市町村にご相談ください。
- 3 住所を異動した先の市(町村)が、新たに障害福祉サービスにかかる給付の実施主体となります。
- 4 異動予定日を過ぎてから住所を異動した場合は、異動予定日が過ぎてから住所を異動するまでに利用した障害福祉サービスの給付が一部受けられなくなることがありますので、予定が変わった場合は(転出前の市町村に)ご相談ください。



様式第 23 号を次のように改める。

自立支援医療費(更生医療・育成医療)支給認定申請書(新規・再認定・変更)※1												
受診者	フリガナ							生 年 月 日				
	受診者氏名							年 月 日				
	フリガナ							電話番号				
受診者の場合のみ記入	フリガナ							受診者との関係				
	保護者氏名								電話番号 ※2			
	フリガナ											
負担額に関する事項	個人番号											
	受診者の被保険者証の記号及び番号							保険者名				
	保険の区分	1 健保(本人・家族) 2 国保(一般・退職本人・退職家族・その他) 3 船保(本人・家族) 4 各種共済(本人・家族) 5 後期 6 生命 7 労災 8 その他( )										
	受診者と同一保険の加入者・続柄											
	受診者と同一保険の加入者個人番号											
該当する所得区分	生保・低1・低2・中間1・中間2・一定以上						重度かつ継続		該 当・非該当			
身体障害者手帳番号												
受診を希望する指定自立支援医療機関(薬局、訪問看護事業者及びデイケア事業者を含む。) ※3	医療機関(薬局)名		所在地・電話番号				変更(追加)年月日					
	(薬局)											
受給者番号 ※4						現在の受給者証の有効期限		年 月 日				
私は、上記のとおり、自立支援医療費の支給を申請します。 申請者住所 〒 申請者電話番号 申請者氏名 続 柄 (宛先)伊勢市厚生福祉事務所長 年 月 日												
私は、自立支援医療(更生医療・育成医療)の適正な助成のため、氏名、生年月日、受給者番号、自己負担上限額、申請年月日又は変更(追加)年月日を上記受診を希望する指定自立支援医療機関(薬局等)に情報提供することに同意します。 ※6 氏名 (印)												

- ※1 新規・再認定(継続申請)・変更(自己負担限度額及び指定医療機関の変更認定の申請の場合)のいずれかに○をすること。
- ※2 受診者本人と異なる場合に記入すること。
- ※3 希望する医療機関、薬局名の後に( )書きで(薬局)など記入すること。また、原則として主たる病院、調剤を受ける薬局等はそれぞれ1か所ずつ以内で申請(記載)すること。
- ※4 受給者証をお持ちの方は、受給者証に記載されている番号を記載すること。
- ※5 申請者氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとすること。
- ※6 この同意は、負担上限を超えて負担しないためなど適正に助成を執行するための情報提供です。氏名欄には受給者(18歳未満の場合は保護者)の氏名を御記入ください。(自署又は記名押印)

----- ここから下の欄には記入しないでください。 -----

市記入欄

申請受理	前回所得区分	生保・低1・低2・中間1・中間2・一定以上	重度かつ継続	該当・非該当・非該当本人確認
	今回所得区分	生保・低1・低2・中間1・中間2・一定以上	重度かつ継続	該当・非該当・非該当本人確認
	所得確認書類	市町村民税課税証明書・市町村民税非課税証明書・標準負担額減額認定書 生活保護受給世帯の証明書・同意書による確認・その他( )		
	経 由 機 関 備 考	医療機関( )・施設( )・その他( )		

様式第 25 号から様式第 27 号までを次のように改める。

自立支援医療受給者証(更生医療)				
公費負担者番号				
自立支援医療費受給者番号				
受診者	フリガナ			生年月日
	氏名			年 月 日
	フリガナ			
	住所			
	被保険者証の記号及び番号		保険者名	
	重度かつ継続	該 当 ・ 非該当		
保護者(受診者が18歳未満の場合記入)	フリガナ			続 柄
	氏 名			
	フリガナ			
	住 所			
指定医療機関名	病院・診療所		所在地・電話番号	
	薬 局		所在地・電話番号	
	訪問看護事業者		所在地・電話番号	
自己負担上限額	月額	円		
有効期間	年 月 日から		年 月 日まで	
<p>上記のとおり認定する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">伊勢市厚生福祉事務所長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span></p>				

※ 裏面も記入すること。

自立支援医療受給者証(対象となる障害名及び医療の具体的方針)	
公費負担の対象となる障害	
医療の具体的方針	
特定疾病療養受療証	有 ・ 無

※ 人工透析を受ける方については、本受給者証と併せて特定疾病療養受療証を医療機関窓口に出すこと。

様式第 25 号の 2 (第 13 条関係)

(表)

自立支援医療受給者証 (育成医療)			
公費負担者番号		重度かつ継続	
受給者番号			
受給者本人	住 所		
	フリガナ氏名		
	生年月日		
	被保険者証の記号及び番号		
保 険 者 名			
保護者	住 所		
	フリガナ氏名	続柄	
有 効 期 間			
自己負担上限額		階層	
上記の通り認定します。 年 月 日 伊勢市厚生福祉事務所長 印			

備考 人工透析を受ける方については、本受給者証と併せて特定疾病療養受療証を医療機関窓口へ提出してください。

(裏)

公費負担の対象となる障害		
医療の具体的方針		
指定医療機関	所在地・電話番号	
	所在地・電話番号	
	所在地・電話番号	
	所在地・電話番号	
特定疾病療養受療証		

市 受 付

自立支援医療受給者証等記載事項変更届(更生医療・育成医療) ※1												
受 診 者	フリガナ											生 年 月 日
	氏 名											年 月 日
	フリガナ											
	住 所	〒										
	個 人 番 号											
保護者(受診者が18歳未満の場合に記入)		フリガナ									続 柄	
		氏 名										
		フリガナ										
		住 所										
		個人番号										
自立支援医療費受給者番号												
受給者証の有効期間		年 月 日から					年 月 日まで					
変 更 内 容	事 項	変 更 前			変 更 後			変 更 年 月 日				
	受診者に関する事項 (氏名・住所・電話番号)											
	保護者に関する事項 (氏名・住所・電話番号)											
	被保険者証に関する事項 (記号及び番号・保険者名・ 受診者と同一の加入者) ※2											
備 考												
私は、自立支援医療受給者証及び自立支援医療支給認定申請書に記載された事項の変更について、上記のとおり届け出ます。												
届出者住所 〒						届出者電話番号						
届出者氏名												Ⓢ
※3												
年 月 日												
(宛先) 伊勢市厚生福祉事務所長												

※1 自己負担上限額(所得区分及び重度かつ継続該当・非該当)及び指定自立支援医療機関の変更については、支給認定の変更を行うため、自立支援医療支給認定申請書(変更)に記載すること。

※2 被保険者証に関する事項の変更を行う場合は、保険証の写しを添付すること。

※3 届出者氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかによること。

補装具費（購入・借受け・修理）支給申請書

		申請日		年	月	日	
(宛先)		伊勢市厚生福祉事務所長					
		(申請者)					
		住所					
		氏名					
		個人番号					
		対象者との続柄					
		電話					
<p>次のとおり補装具費の支給申請（購入・借受け・修理）をいたします。</p> <p>補装具費の支給申請（購入・借受け・修理）の決定のため、私の世帯の住民登録資料、税務資料その他について、各関係機関に調査、照会又は閲覧をすることを承諾します。</p>							
対象者	住所						
	フリガナ 氏名		個人 番号				
	生年月日	年	月	日	電話		
身体障害者手帳 障害名	手帳番号	第	号	交付年月日	年	月	日
	障害種別				障害等級		
疾 病 名	(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令で定める疾患名を記載のこと。)						
購入・借受け・修理 を受ける補装具名							
判 定 予 定 日							
希望する 補装具 業者	名 称						
	所在地						
	電 話		F A X				
該当する所得区分	生活保護・低所得・一般・一定所得以上						
世帯範囲の特例に 関する認定	<input type="checkbox"/> 次のいずれにも当てはまるため、住民票に記載された世帯ではなく、申請者のみ又は申請者及びその配偶者のみの世帯とすることを申請します。 1 税制上、同一の世帯に属する親、兄弟、子供等が障害者を扶養控除の対象としていない。 2 健康保険制度において、同一の世帯に属する親、兄弟、子供等の被扶養者となっていない。						
生活保護への移行 予防措置に関する 認定	<input type="checkbox"/> 生活保護への移行予防（定率負担減免措置）を希望します。						



様式第 29 号を次のように改める。

調 査 書

申請年月日		年 月 日		申請者氏名			
対 象 者	住 所						
	フリガナ 氏 名						
	生年月日	年 月 日		電話			
世 帯 員 の 状 況	氏 名		年齢	対象者 との 続 柄	課 税 状 況		備 考
					課 税 区 分	市 民 税 所 得 割	
非 課 税 世 帯	氏 名		所 得	障害年金	手 当	合 計	
			円	円	円	円	
世帯区分		1 生活保護 2 低所得 3 一般 4 一定所得以上					
基 準 額		見 積 額		利用 者 負 担 額		公 費 負 担 額	
円		円					
月 額 負 担 上 限 額				円		円	
円							
用 具 名		基 準 額		見 積 額		利 用 者 負 担	
合 計							
<p>上記のとおり確認しました。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">調査者</p>							

様式第 30 号中「(男・女)」を削る。

様式第 32 号を次のように改める。

補装具費支給決定通知書

年 月 日
(申請者) 様  伊勢市厚生福祉事務所長 <span style="float: right;">印</span>
標記のことについて、次のとおり決定しましたので通知します。

対象者	住所			
	フリガナ氏名			
	生年月日	年 月 日	電話	

支給番号		支給決定日	年 月 日
------	--	-------	-------

決定内容			
------	--	--	--

補装具業者	名称			
	所在地			
	電話			

基準額	見積額	利用者負担額	公費負担額
円	円		
月額負担上限額		円	円
	円		

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、伊勢市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

附 則

この規則は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

伊勢市戸籍住民関係窓口業務等受託者選定委員会規則をここに公布する。

令和2年5月11日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第39号

### 伊勢市戸籍住民関係窓口業務等受託者選定委員会規則

#### (設置)

第1条 伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第2号）第2条第2項の規定により、戸籍住民関係窓口業務等を行う事業者の選定に係る委員会として、伊勢市戸籍住民関係窓口業務等受託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

#### (委員長及び副委員長)

第2条 選定委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

#### (会議)

第3条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 選定委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (庶務)

第4条 選定委員会の庶務は、環境生活部戸籍住民課において処理する。

#### (委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市告示第 76 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
倭町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定に  
より告示します。

令和 2 年 5 月 7 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 長 谷 川 安 二

伊勢市倭町 229 番地 2

変更後 河 野 勝 敏

伊勢市倭町 122 番地 2



伊勢市告示第 77 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
二俣 1 丁目町会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規  
定により告示します。

令和 2 年 5 月 7 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	山 川 雄 平
	伊勢市二俣 1 丁目 19 番 9 号
変更後	中 村 幸 司
	伊勢市二俣 1 丁目 14 番 8 号

伊勢市告示第 78 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、植山町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 2 年 5 月 7 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	角 谷 浩
	伊勢市植山町 54 番地
変更後	田 端 元
	伊勢市植山町 27 番地

伊勢市告示第 79 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、松倉元区から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 2 年 5 月 7 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	東 丈 太 郎
	伊勢市小俣町宮前 238 番地
変更後	奥 井 康 己
	伊勢市小俣町宮前 252 番地

伊勢市告示第 80 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、上野町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 2 年 5 月 7 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 中 島 一 雄

伊勢市上野町 733 番地

変更後 久 保 雅 彦

伊勢市上野町 1310 番地

伊勢市告示第 81 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、中須自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 2 年 5 月 7 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	早 川 政 男
	伊勢市中須町 1297 番地
変更後	堤 善 郎
	伊勢市中須町 56 番地

伊勢市告示第 82 号

伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例(平成 25 年伊勢市条例第 19 号) 第 12 条第 2 項及び第 13 条第 2 項並びに第 14 条第 1 項の規定により、放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 2 年 5 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 保管自転車等の種類、自転車等を撤去した日時、保管自転車等が放置されていた場所等

保管自転車等の種類	自転車等を撤去した日時	保管自転車等が放置されていた場所	台数
自転車	令和 2 年 3 月 20 日 午前 10 時 30 分	二見浦駅駐輪場 (伊勢市二見町三津地内)	2 台
〃	〃	二見浦駅前 (伊勢市二見町三津地内)	1 台
〃	〃	五十鈴川駅前 (伊勢市楠部町地内)	2 台
〃	令和 2 年 3 月 20 日 午後 1 時 30 分	宮町駅駐輪場 (伊勢市御菌町高向地内)	2 台
〃	〃	宮町駅前 (伊勢市御菌町高向地内)	1 台
〃	令和 2 年 3 月 20 日 午後 3 時	小俣駅西駐輪場 (伊勢市小俣町元町地内)	3 台
〃	〃	明野駅南駐輪場 (伊勢市小俣町明野地内)	1 台
〃	〃	明野駅西駐輪場 (伊勢市小俣町明野地内)	2 台

計	14台
---	-----

2 保管場所

自転車等保管場所（伊勢市二見町三津地内、伊勢市二見町西地内、伊勢市小俣町相合地内又は伊勢市御薊町高向地内）

3 保管期間

告示の日から60日間

4 保管期間経過後の措置

保管期間を経過してもなお保管自転車等を返還することができない場合は、伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例第17条第1項の規定により、当該保管自転車等について廃棄等の処分をすることがあります。

5 連絡先

放置自転車等管理業務委託先 株式会社エボリューション

電話番号 080-1580-8974

伊勢市告示第 83 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、西神田町内会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 2 年 5 月 11 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	西 井 隆 麿
	伊勢市神久 3 丁目 2 番 54 号
変更後	磯 部 和 生
	伊勢市神久 4 丁目 1 番 32 号



伊勢市告示第 84 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、河崎町旭通町内会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 2 年 5 月 11 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	伊 藤 吉 正
	伊勢市河崎 2 丁目 16 番 8 号
変更後	水 口 捷 二
	伊勢市河崎 1 丁目 8 番 19 号

伊勢市告示第 85 号

伊勢市議会臨時会を次のとおり招集します。

令和 2 年 5 月 12 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 招集の日時 令和 2 年 5 月 14 日（木） 午前 10 時
- 2 招集の場所 伊勢市議会議場
- 3 付議すべき事件
  - (1) 専決事項の承認を求めることについて  
(令和 2 年度伊勢市一般会計補正予算（第 1 号）)
  - (2) 専決事項の承認を求めることについて  
(伊勢市市税条例等の一部改正について)
  - (3) 専決事項の承認を求めることについて  
(伊勢市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について)
  - (4) 令和 2 年度伊勢市一般会計補正予算（第 2 号）
  - (5) 令和 2 年度伊勢市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
  - (6) 令和 2 年度伊勢市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
  - (7) 伊勢市市税条例及び伊勢市都市計画税条例の一部改正について
  - (8) 伊勢市奨学金支給条例の一部改正について
  - (9) 伊勢市国民健康保険条例の一部改正について
  - (10) 伊勢市介護保険条例の一部改正について
  - (11) 専決処分事項の報告について
  - (12) 専決処分事項の報告について

伊勢市教育委員会告示第3号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

令和2年5月15日

伊勢市教育委員会

教育長 北 村 陽

記

- 1 日 時 令和2年5月19日（火）午後7時00分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）3階 大研修室
- 3 会議に付する事件
  - 議案第26号 伊勢市教育集会所条例の一部改正について
  - 議案第27号 伊勢市教育委員会事務局等処務規則の一部改正について
  - 議案第28号 伊勢市奨学生選考委員会委員の委嘱又は任命について
  - 議案第29号 伊勢市社会教育委員兼伊勢市立公民館運営審議会委員の委嘱について

伊勢市選挙管理委員会告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条の2第2項の規定により、令和2年4月28日から同年5月4日までの7日間、伊勢市条例制定請求者署名簿を関係人の縦覧に供したところ異議の申出がなかったため、当該期間の経過により署名の効力が確定した結果、有効署名の総数を、次のとおりとなりました。

令和2年5月5日

伊勢市選挙管理委員会  
委員長 竜田節夫

記

有効署名の総数	1,953人
---------	--------

伊勢市選挙管理委員会告示第8号

伊勢市公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年5月7日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 竜田節夫

## 伊勢市選挙管理委員会告示第8号

### 伊勢市公職選挙執行規程の一部を改正する告示

伊勢市公職選挙執行規程（平成17年伊勢市選挙管理委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

第20条の見出し中「閲覧請求簿」を「閲覧請求書」に改め、同条中「により委員会が備える閲覧請求簿に所要の記載をし、印を押してしなければならない」を「による収支報告書閲覧請求書を委員会に提出しなければならない」に改める。

様式第1号中「(選挙事務所の届出様式)」を削り、「(あて先)」を「(宛先)」に改める。

様式第4号中「(再交付申請書様式)」を削り、「(あて先)」を「(宛先)」に改める。

様式第9号中「(個人演説会開催施設の程度及び納入すべき費用の額の承認申請書様式)」を削り、「(変更)し」を「(変更し)」に改める。

様式第13号を次のように改める。

様式第13号(第20条関係)

収支報告書閲覧請求書

年 月 日

(宛先) 伊勢市選挙管理委員会委員長

住所  
閲覧者  
氏名

公職選挙法第192条第4項の規定により、同法第189条の規定による報告書を閲覧したいので、次のとおり請求します。

閲覧の範囲	選挙名	
	候補者	

附 則

この告示は、令和 2 年 5 月 7 日から施行する。



伊勢市農業委員会告示第5号

伊勢市農業委員会第173回総会を次のとおり招集します。

令和2年5月8日

伊勢市農業委員会

会長 早川 繁一

- 1 招集の日時 令和2年5月15日（金）午後2時
- 2 招集の場所 伊勢市役所 御園総合支所 2-4会議室
- 3 付議すべき事項
  - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
  - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - 議案第4号 非農地証明願について
  - 議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）

伊勢市上下水道事業告示第 12 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 6 条の 2 の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定の更新をしましたので、告示します。

令和 2 年 5 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所在地	指定年月日	指定有効期限
6	ナカヤ住設	伊勢市二俣 1 丁目 19 番 9 号	令和 2 年 4 月 30 日	令和 7 年 9 月 29 日
7	株式会社 サンシン	伊勢市田尻町 441 番地 1	令和 2 年 4 月 30 日	令和 7 年 9 月 29 日
11	前田設備	伊勢市下野町 257 番地 2	令和 2 年 4 月 30 日	令和 7 年 9 月 29 日
26	株式会社 野村水道工 業所	伊勢市辻久留 1 丁目 11 番 5 号	令和 2 年 4 月 30 日	令和 7 年 9 月 29 日
34	有限会社 羽田野設備	伊勢市村松町 1356 番地 12	令和 2 年 4 月 30 日	令和 7 年 9 月 29 日
39	株式会社 ハヤシコー ポレーショ ン	松阪市曾原町 728 番地の 4	令和 2 年 4 月 30 日	令和 7 年 9 月 29 日
45	株式会社 木下水源	鳥羽市安楽島 町 1263 番地	令和 2 年 4 月 30 日	令和 7 年 9 月 29 日
47	有限会社 トップ設備 工業	伊勢市小俣町 湯田 1111 番地	令和 2 年 4 月 30 日	令和 7 年 9 月 29 日

51	有限会社 秋無建設	伊勢市上地町 1533 番地 1	令和 2 年 4 月 30 日	令和 7 年 9 月 29 日
63	株式会社 エーエス設 備工業	伊勢市通町 42 番地 1	令和 2 年 4 月 30 日	令和 7 年 9 月 29 日
71	株式会社 丸吉建工	度会郡玉城町 佐田 245 番地 1	令和 2 年 4 月 30 日	令和 7 年 9 月 29 日
73	有限会社 三重パイピ ング工業	松阪市石津町 27 番地の 3	令和 2 年 4 月 30 日	令和 7 年 9 月 29 日
75	南水道	度会郡南伊勢 町河内 360 番 地 2	令和 2 年 4 月 30 日	令和 7 年 9 月 29 日
93	上村工業	鳥羽市相差町 1377 番地	令和 2 年 4 月 30 日	令和 7 年 9 月 29 日
95	有限会社 出口組	伊勢市小俣町 宮前 254 番地 1	令和 2 年 4 月 30 日	令和 7 年 9 月 29 日
104	ツボヤ設備	志摩市阿児町 国府 3665 番地 45	令和 2 年 4 月 30 日	令和 7 年 9 月 29 日

## 伊勢市上下水道事業告示第 13 号

流域関連公共下水道の供用を開始するので、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示します。

その関係図面は、令和 2 年 5 月 15 日から 2 週間、伊勢市上下水道部下水道施設管理課窓口に備え置いて、一般の縦覧に供します。

令和 2 年 5 月 14 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 供用(下水の処理)を開始する年月日  
令和 2 年 6 月 1 日
- 2 供用(下水の処理)を開始する区域  
船江 1 丁目、辻久留 1 丁目、辻久留 2 丁目、中島 2 丁目の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置  
縦覧に供する関係図面において表示します。
- 4 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称  
位置 伊勢市大湊町 1126 番地  
名称 宮川浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別  
分流式

伊勢市公告第 29 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

令和 2 年 5 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 30 号

公 示 送 達

下記の者の差押調書（謄本）、配当計算書（謄本）及び充当通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達をします。

なお、当該書類は、総務部収納推進課に保管してありますから、来庁のうえ、受領してください。

令和 2 年 5 月 12 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所
省略	省略